

SAGA

市報 さが

平成15年 **11** 月15日号 / No.858

CONTENTS

2・5 特集

佐賀郡6町との合併について考える（下）

- | | | | |
|----|-----------------------------|-------|-------------------|
| 6 | 市長交際費および市交際費は
このように使いました | 12・13 | 街角リポーター 私の特ダネで～す |
| 7 | 『埋蔵文化財の届け出制度』
をご存じですか？ | 15 | 痴ほうを知りましょう!! |
| 10 | リサちゃんのリサイクルレポート | 21 | わっかもんナビ☆きらりをさがせ!! |
| | | 22 | 開明の道を編む 六「身衣宣言」 |



《長光園》

佐賀市兵庫南にある身体障害者施設。
50名の重度身体障害者が集まり、ほと
んどの方が車いすでの生活をされています。
日常生活の介護を中心に健康管理、社会活
動への参加促進を行っています。

たなべ つねはる

▽作者紹介: 田邊 恒香さん

脳性マヒ、両目とも弱視、聴覚障害、言語機能喪失。
入所して8年と半年、月2回の生け花を大変楽しみに参加さ
れています。生け花をされた後にデッサンをされますが、色・
表現力がとても豊かです。また、手話教室・陶芸など多くの行
事に積極的に取り組み、充実した毎日を過ごされています。



これまで、佐賀市・佐賀郡の合併については2回にわたり市報でご説明してきました。
今回は、11月13日から22日まで行っている市民説明会での、佐賀市執行部の考え方について市民の皆さんにお知らせします。

○佐賀市執行部の考え方

1市6町の枠組みより、諸富町・大和町・富士町との1市3町での合併がよいと考えています。
1市3町以内(1市2町、1市1町)での合併が困難であれば、合併しないことを選択します。

理由

合併協議会での協議結果を佐賀市執行部で分析した結果、1市6町での合併は現在の佐賀市民の皆さんにとってメリットよりデメリットが多く、全体としてメリットはないという判断をし、1市6町での合併の場合は、合併しない場合よりもデメリットが多いという結論に至りました。

○合併パターン別の長所・短所について

合併協議会での協議結果をもとに、佐賀市執行部で検討した結果をお知らせします。
各合併パターンの検討にあたっては、都市計画の見直しのしやすさ、財政の見通し、重点プロジェクトの効果などを比較検討し、総合的に評価しました。

なお、合併パターン別長所・短所一覧表の合併の枠組みについては次のとおりとなっています。

- ◆1市3町とは、都市計画で合意の「諸富町・大和町・富士町」
- ◆1市2町とは、現在、都市計画区域を設定しており、新しいまちづくりがスムーズに行える「諸富町・大和町」
- ◆1市1町とは、協議当初から佐賀市との合併に積極的であり、意見を同じくしてきた「諸富町」

合併パターン別長所・短所一覧表

項目	現行のまま	1市6町	1市3町 (諸富町・大和町・富士町)	1市2町 (諸富町・大和町)	1市1町 (諸富町)
人口(平成12年国勢調査)	167,955人	241,406人	207,113人	201,997人	180,041人
財政の豊かさ(自主財源比率)	○ (50.24%)	●● (40.14%)	● (43.32%)	△ (44.51%)	△ (46.29%)
行政改革のスピード(住民1人あたりの職員数)	◎	●	△	○	○
税金	佐賀市民にとっては、現行のまま				
保育料	—	●	○	○	△
水道供給単価(20㎡当り)	(3,960円)	(4,420円)	(4,080円)	(4,080円)	(4,120円)
国民健康保険税	(69,936円)	(71,529円)	(70,357円)	(70,610円)	(69,604円)
都市計画の見直し(34条8の3の項目を設けるか)	○	●	○	○	○
権限委譲の実現	△	○	○	△	△
地方交付税交付金の確保	△	○	○	○	○
重点プロジェクト	北部と一体となった観光開発	△	◎	○	△
	佐賀大学医学部と諸富町が一体となった福祉産業の開発	△	○	○	○
	中心部の開発	○	○	○	○
	有明海沿岸の観光開発	佐賀市民にとっては、あまり影響なし			
	情報共有の推進				
福岡市都市圏との結びつき	△	◎	◎	○	△
合併特例債	●	○	○	○	○
総合評価	4位	5位	1位	2位	3位

○検討項目別に説明します

まず、「財政の豊かさ」については、合併の一次的な効果だけでなく、その効果が切れる11年目以降まで総合的に考えると、自主財源比率が大きく落ち込む1市6町での合併は相当なデメリットだと考えています。(図1)

※自主財源比率とは自分の地域からの税金などで、どの程度賄えるかを示したものの

図1 合併パターンによる自主財源比率の比較
平成17年度(推計)

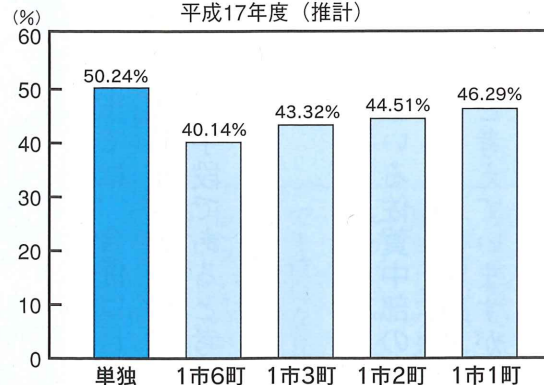
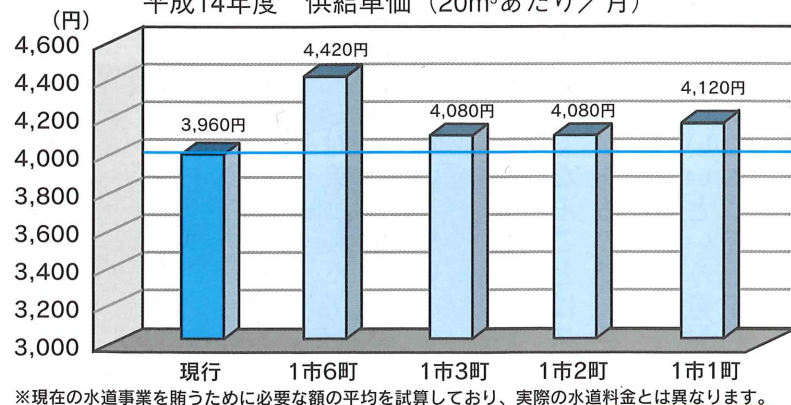


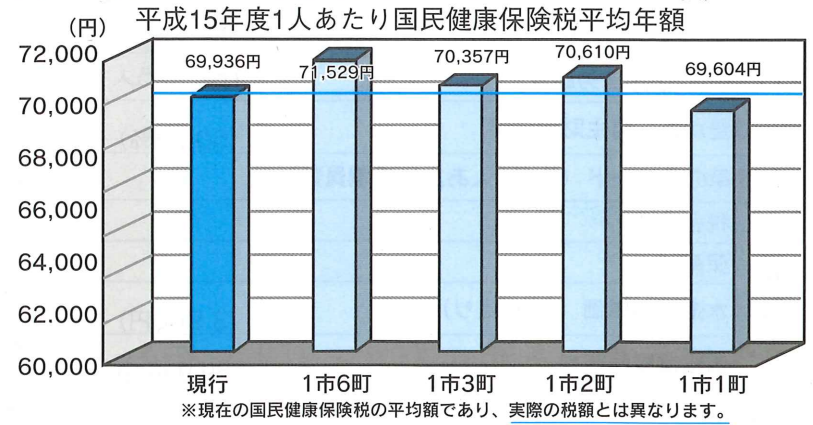
図2 水道料金の試算(合併のパターン別比較)
平成14年度 供給単価(20㎡あたり/月)



※現在の水道事業を賄うために必要な額の平均を試算しており、実際の水道料金とは異なります。

合併しても今の町役場は合併後10年間は統廃合しないことが決定しており、佐賀市としては余剰人員を抱え込み、今進めている「行政改革」のスピードは落ちることになります。「公共料金」(図2・図3)、「都市計画の見直し」についても1市6町ではデメリットとなります。

図3 国民健康保険税の試算（合併のパターン別比較）



「権限委譲の実現」については、1市3町以上の場合、特例市の要件である人口20万人を超えることになり、メリットがありません。

「地方交付税交付金の確保」について、今後の国の動向によつては合併していない市町村に対して、交付金を減額して与える可能性があるため、どこか1町と合併することは、メリット

があると言えます。

「重点プロジェクト」については、「北部と一体となった観光開発」での福岡市都市圏との関係によるメリットや、「佐賀大学医学部と諸富町が一体となった福祉産業の開発」が、合併による最大のメリットであり、その他の重点プロジェクトについては、あまり直接的なメリットはありません。

「合併特例債」については、建物などの施設を建設する場合に、その経費を国から借入することのできる起債という制度がありますが、特に合併した場合は、その返済するお金の70%を国が地方交付税で面倒みるということになっていきます。しかし、残りの3割は当然皆さんの税金が必要ですから、使うとしても本来に必要な事業に限って使うべきです。

これらのことを総合的に評価しますと、合併する場合においては、1市3町の組み合わせが最もよいという結論に至りました。

○今後の広域的な取り組み

佐賀市では、合併は目的ではなく、佐賀市が力をつけるための一つの手段であると考えています。

すでに、介護保険や広域消防を行っている佐賀中部の18市町村圏域での合併が将来的には望ましいと考えていますが、各構成市町村の取り組みには差があるため、今回の合併では、1市6町の枠組みで無理な合併はせず、段階的な合併を検討したいと考えています。

○まとめ

結論として、さまざまな角度からの分析の結果、1市6町での合併は難しいと判断し、諸富町・大和町・富士町との3町に呼びかけ、任意協議会を立ち上げ、合併特例法の期限（平成17年3月31日）内の合併を目指します。

また、今後の協議の中で、1

市3町以内での合併が困難な場合には、合併しないことを選択します。

以上が、佐賀市執行部としての考えですが、13日から行っている説明会での市民の皆さんのご意見や、同時に行う市民5,000人を対象としたアンケート調査の結果をもとに最終的な判断を行いたいと思います。

財政的な負担が大きくなっても町が大きくなることはスケールメリットがあるので、さまざまな問題は先送りにして合併後に考えればよいという意見もあります。これは、佐賀市民の皆さんにとってサービス水準は変わらないのにそのためにかかる費用が増えるということです。

佐賀市執行部としては、佐賀市民の皆さんにメリットのある合併のあり方として、1市3町以内の合併を選択しました。

詳しくは、13日からの市民説明会でご説明していきますので、多くの市民の皆さんの参加をお待ちしています。

佐賀市・佐賀郡の合併についての 市民説明会を開催します

内容

- ①佐賀市の合併に対する考え方の説明
- ②参加者アンケート

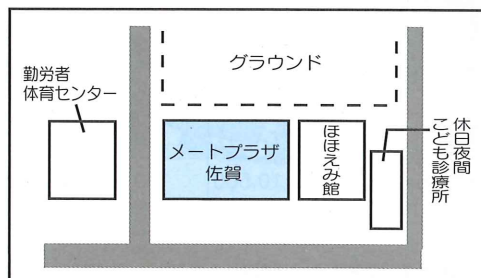
※説明会は2時間程度を予定しています。

日時(11月)	会 場
13日(木) 19:00～	嘉瀬公民館、兵庫公民館、 本庄公民館、開成公民館
14日(金) 19:00～	日新公民館、高木瀬公民館、 新栄公民館
15日(土) 19:00～	メートプラザ佐賀 (兵庫町藤木)
17日(月) 19:00～	赤松公民館、西与賀公民館、 巨勢公民館
18日(火) 19:00～	神野公民館、鍋島公民館、 金立公民館
20日(木) 19:00～	勸興公民館、久保泉公民館、 蓮池公民館
21日(金) 19:00～	循誘公民館、北川副公民館、 若楠公民館
22日(土) 14:00～	佐賀市交流センター (エスプラッツ3階)

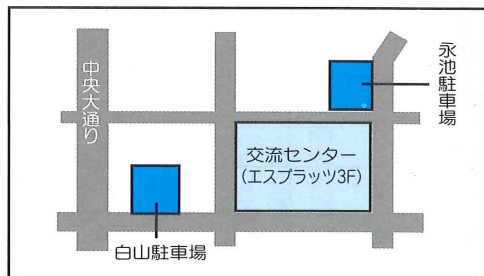
※ご都合のよい会場でご参加ください。

※各会場とも駐車場には限りがありますので、できるだけ公共の交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

(15日 メートプラザ佐賀 会場地図)



(22日 佐賀市交流センター
会場・駐車場地図)



※22日(土)の交流センターに車でお越しの方は、「白山駐車場」、「永池駐車場」をご利用ください。

※2時間分のサービス券をお渡ししますので、会場受付に駐車券をお持ちください。

※上記以外の駐車場ご利用の場合は有料となります。

◎問い合わせ 企画課 ☎40・7025

◎問い合わせ

秘書課 公聴係 ☎40・7024
FAX 24・3463
E-mail: hisho@city.saga.saga.jp

- ※出前講座とは？
市職員が皆さんのところへ出向き市政の仕組みや制度、事業内容を分かりやすく説明します。
- ・開催期間
11月1日(土)～11月30日(日)
9時～17時
- ・開催場所
申込者が指定する場所
(自宅・職場・公民館など)
- ・対象者
市内在住の方で10名以上のグループ

市では、皆さんの友人や職場でのグループなどの要望により、合併協議会での協議結果や、佐賀市としての合併の考え方を説明する職員出前講座を開催し、広く皆さんのご意見を頂きたいと考えています。

開催をご希望の方は、お気軽にご連絡ください。

佐賀市・佐賀郡の合併
についての出前講座開
催を募集しています

平成15年
4月～9月

市長交際費および市交際費は

このように使いました



平成15年4月から9月にかけての半年間の市長交際費および市交際費の執行状況をお知らせします。

なお詳しい内容は、佐賀市ホームページに毎月の状況を公表しています。

また、総務課情報公開係（市庁舎1階東）の行政資料コーナーでも市長交際費および市交際費の執行状況をファイルし、市民の皆さんが閲覧できるようになっています。

※市長交際費とは……

市長自らが、市を代表して行う行為に要する経費です。

※市交際費とは……

市が、市として行う行為に要

する経費ならびに助役、収入役、部長および課長などが、職務として行う行為に要する経費です。交際費の支出種別は、支出の内容によって次のとおり分類しています。

◇弔慰 市政関係者およびその親族（配偶者および一親等の親族に限る）に対する香典、供花などに係る支出
◇見舞い 市政関係者の病気、災害などに際しての見舞い金などに係る支出
◇御祝 記念行事、式典などに際しての祝金などに係る支出
◇賛助 各種大会、新聞などの特別企画などで公益性のあるものに対する賛助金などに係る支出

◇激励金 小学生、中学生および高校生の各種全国大会参加ならびに市民などの国際大会、海外青年協力隊およびシニア海外ボランティアへの参加に際しての激励金などに係る支出
◇接遇 来客、市政関係者との懇談および土産、記念品などに係る支出

◇会費 市政の円滑な運営に資する会議、会合、研修会などの参加費などに係る支出
◇その他 前各号に掲げるもの以外の交際費の支出

◎問い合わせ
秘書課秘書係 ☎40・7020

平成15年度上半期（4月～9月）市長交際費執行状況

（単位：件、円）

月 分	弔慰	見舞い	御祝	賛助	激励金	接遇	会費	その他	合計
4月	件数		1						1
	金額		10,500						10,500
5月	件数								0
	金額								0
6月	件数	1					5		6
	金額	10,000					40,000		50,000
7月	件数	1			1		3		5
	金額	10,000			10,000		21,000		41,000
8月	件数	1	1				1		3
	金額	10,000	5,000				5,000		20,000
9月	件数				1	1			2
	金額				10,000	16,600			26,600
合計	件数	3	1	1	0	2	9	0	17
	金額	30,000	5,000	10,500	0	20,000	66,000	0	148,100

平成15年度上半期（4月～9月）市交際費執行状況

（単位：件、円）

月 分	弔慰	見舞い	御祝	賛助	激励金	接遇	会費	その他	合計
4月	件数								0
	金額								0
5月	件数			1					1
	金額			6,300					6,300
6月	件数	3					1		4
	金額	41,000					5,000		46,000
7月	件数	1					1	1	3
	金額	20,000					1,000	5,000	26,000
8月	件数								0
	金額								0
9月	件数						1		1
	金額						10,000		10,000
合計	件数	4	0	0	1	0	3	1	9
	金額	61,000	0	0	6,300	0	16,000	5,000	88,300

『埋蔵文化財の届け出制度』を ご存じですか？

☆埋蔵文化財とは？

埋蔵文化財とは、土地に埋蔵されている文化財のことで、具体的には集落跡・貝塚・古墳などの「遺跡」と、そこから出土する土器・石器などの「遺物」をさしています。

埋蔵文化財は、国民共有の財産であり、郷土や私たちの歴史を知るためのかけがえのない文化遺産です。

☆埋蔵文化財の届け出制度とは？

佐賀市内には、埋蔵文化財が所在すると考えられる地区（周知の埋蔵文化財包蔵地）が、150カ所以上も見つかっています。

このような地区で、土木工事を伴う開発を行う場合や工事中に遺跡が発見された時には文化財保護法に基づく届け出を提出することが義務付けられています。

また、それ以外の土地でも、開発内容などにより調査協力をお願いする場合があります。まずは、生涯学習課に開発計

画地の照会をお願いします。

◎照会

開発を計画する段階で、その土地が周知の埋蔵文化財包蔵地などに該当するか生涯学習課に照会してください。（市役所6階生涯学習課で遺跡地図を公開しています）

照会の方法は、来庁して照会する方法のほかに、ファクスや郵送などで地図を送って照会する方法でも結構です。

※電話のみでの照会は、場所を特定できない場合が多いのでお受けできません。

◎届け出など

①埋蔵文化財発掘届け出

開発計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、文化財保護法に基づく届け出が必要です。

また、遺跡の有無や範囲などを確かめる予備調査を実施する必要があります。

②埋蔵文化財確認調査依頼書

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地であっても、開発面積が1,000㎡を超える場合や、

歴史的に重要と考えられる地域での開発計画については、事前に予備調査を実施するように協力をお願いします。

③遺跡発見届

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地で工事中などに遺跡を発見した場合は、現状を変更することなく文化財保護法に基づく届け出が必要です。

※届け出や依頼の様式は、生涯学習課に用意しています。

☆Q&Aよくある質問

Q 予備調査とはどのようなのですか？

A 予備調査は、市の職員が現地に赴いて、掘削機などで実際に土地の一部を掘り下げ、遺跡の有無や範囲などを確かめる調査です。

掘削する位置や面積・深さなどは開発地の現況や開発の内容などによって異なります。

また、調査に必要な日数についても、開発内容や遺跡の状況によって大幅に変動しますので、余裕をもった事業計画の作成をお願いします。



Q この手続きが必要な開発にはどのようなものがありますか？

A 手続きが必要な開発は、土木工事を伴う開発全般です。その一例として、次のような

ものが挙げられます。

・建物および施設の新築や増改築

・宅地・駐車場などの造成工事
・水路や河川などの護岸工事

Q 予備調査の費用は事業主が負担するのですか？

A 予備調査にかかる費用については、市で負担します。

◎問い合わせ

生涯学習課 文化財係
☎ 40・7368

「思い出の協和館展」

現在の場所から移築するため解体保存される佐賀市協和館をしのんで、「思い出の協和館展」を開催します。

協和館に思い出がある方、利用されていた方、皆さんで協和館の思い出話に華を咲かせてみませんか。

・日時 11月29日(土)9時～17時、30日(日)9時～19時

・場所 佐賀市城内二丁目13番1号 佐賀城天守台跡 佐賀市協和館

・内容 写真パネル展・協和館ゆかりの品の展示・照明・かがり火による消灯式、その他

長年、皆さんにご利用いただきありがとうございます。



跡地については、来年オープン予定の県立歴史資料館の開館にあわせて、展望台として開放する予定です。

◎問い合わせ 観光・文化課
☎ 40・7112

『職員出前講座』のご案内

市では、市役所で行っている業務の内容やさまざまな計画など、皆さんの生活に密着したテーマについて職員を派遣し、分かりやすく説明する出前講座を実施しています。

職場やサークルでお気軽にお申し込みください。

●対象 市内に在住または市内

に通勤・通学している方々で10人以上のグループ

●開催日時 9時～21時で1回2時間程度（土・日・祝日希望の場合は協議して決定）

●開催場所 申込者が指定する場所（自宅、職場、公民館など）

●費用 無料（会場使用料は受講者負担）

●講師 原則として担当部長、副部長、課長とします。
●アンケート 受講される方にはアンケートをお願いし、感想などを伺っています。

●申し込み 希望日の1カ月前までに開講申出書の提出が必要です。

◎問い合わせ 秘書課 公聴係
☎ 40・7024

◆テーマ一覧表

NO	テーマ	NO	テーマ
1	佐賀市の財政	28	これからの学校教育
2	行政改革	29	子育て支援
3	市町村合併	30	保育所
4	佐賀市の税金	31	障害者福祉
5	街路事業	32	高齢者福祉
6	公園事業	33	老人医療制度
7	都市計画	34	国民健康保険制度
8	土地区画整理事業	35	国民年金
9	下水道事業（汚水）	36	健康づくり事業
10	下水道事業（雨水）	37	生涯スポーツの振興
11	河川事業	38	ボランティア
12	駅前再開発（バスセンター改修）	39	NPO（民間非営利組織）
13	新産業創出支援	40	市民活動
14	農業振興と消費者との交流	41	NPO との協働
15	土地と建物と道に関するいろいろなきまり	42	「消費者問題」ってなんだろう
16	都市景観事業について	43	悪徳商法に気を付けて
17	開発許可制度	44	知って得する男女共同参画講座
18	バリアフリーとシックハウス	45	人権・同和問題
19	建物の解体・リサイクル	46	情報公開制度
20	環境保全	47	個人情報保護制度
21	地域環境美化推進	48	情報化社会と佐賀市
22	身の回りの生活環境をよくしよう	49	観光イベント（パルンフェスタなど）
23	ごみ問題	50	文化財の保存と活用
24	新焼却炉	51	図書館の上手な利用法
25	余熱利用施設	52	みんなの水道
26	通学区域	53	みんなの市営バス
27	開かれた学校づくり	54	その他

とどけテンうけつケンの

総合窓口 虎の巻

その拾巻
総合窓口ご案内の巻

市役所に住民票を取りに行こうと思うのですが、どの窓口に行けばいいですか？

住民票などの証明書は市役所1階の証明コーナーで受付を行っています。証明コーナーへお越しください。また、届出コーナーでは、引っ越しの手続きなどの受付を行っています。各コーナーで取り扱っている業務は次のとおりです。

① 記載台で申請書を記入する

② 発券機で番号カードを取る

③ 番号が呼ばれるまで待つ

④ 番号が呼ばれたら窓口へ

申請書の書き方が分からない時は、どうすればよいですか？

フロアには案内係がいますのでお聞きください。そのほか、何か分からないことや困ったことがあった場合は、お気軽にお尋ねください。

案内係は腕章をつけています

◎問い合わせ 市民生活課
☎ 40・7081



とどけテン

うけつケン

あなたの考えを市政に活かしてみませんか？

女性人材リストへの登録者募集！

市では、男女共同参画社会についての理解や関心があり、さまざまな分野において活躍する女性を登録する『女性人材リスト』を作成しています。

市の各種審議会委員の選任や、学習会の講師など選定の場合に、リストから推薦させていただきます。

あなたの知識や「やる気」を活かしてください。

多くの人材情報の把握のため、登録者を随時募集していますので、お気軽にご応募ください。

(自薦・他薦は問いません)

登録希望の方は、男女共同参画室備え付けの「女性人材リスト登録票」にご記入の上、ご提出ください。

なお、登録された方に関する情報は、目的以外では一切使用しません。

審議会の分野には、

●政治経済 ●農林水産 ●労働 ●自然科学 ●都市計画 ●くらし ●保健・福祉 ●教育 ●芸術・文化 ●スポーツ・健康 ●国際関係 など、ほか

にもさまざまな分野があります。※登録後に、市のリーダー研修(2回)を受講していただきます。

◎問い合わせ 総務課 男女共同参画室 ☎40・7014

FAX 29・2095

Eメール somu@city.saga.saga.jp

環境センターエコプラザで働きませんか

エコプラザでは、12月から4カ月間働いていただけるスタッフを募集しています。

※特に、環境やボランティア活動に関心のある方を歓迎します。

・募集人員 2名

・働く場所

エコプラザ

(佐賀市環境センター内)

・仕事の内容

エコプラザ見学者に対する受

け付け・案内・説明およびエコプラザ運営に関する企画・立案など

・勤務日

週5日勤務(土・日・祝日は原則として勤務日となります。休日は、休館日の水曜日を入れて計2日です)

・賃金

1日当たり6,500円

・面接日時および場所

11月27日(木) 15時

エコプラザ(環境センター内)

◎問い合わせ

環境課 環境教育推進係

☎30・2430

〒849・0917 高木瀬町

大字長瀬2369番地



こんな相談がありました あなたは、大丈夫ですか？

【01】お隣りで、よくゴミを燃やされていて迷惑している。どうにかならないか？



【A1】

平成14年度に環境課へ野外焼却に関する相談が寄せられ対応した件数は約60件で、年間対応件数の約半分を占めています。

野外焼却については、平成13年4月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正され、原則禁止となりました(家庭での軽微な焼却や麦わら、稲わら焼きなど除外規定あり)。

市では焼却の除外規定についても、「洗濯物に臭いがついて困る」、「子どもが病気で煙が来る」と困る」など皆さんからの相談

が多くなっているため、野外焼却の自粛をお願いしているところです。

これから年末にむけて、ゴミも多く出てくる季節ですが、ご家庭で焼却されないように、今後ともご協力ください。

【02】

・近所の空き地で雑草が伸びており、虫などが発生していて困っている

・近所の空き家が壊れかけていて、道路へ瓦などが落ちてきそうで危ない

【A2】

最近、このような空き地、空き家に関する相談が増えてきています。

市では、このような場合、空き地・空き家の所有者、管理者に対し除草または適正な管理をお願いしています。

このようなことにならないように、所有者・管理者の方は、定期的な管理をお願いします。

◎問い合わせ 環境課 環境総務係 ☎40・7200

エコプラザからのお知らせ

「くらしを楽しむ」ことから「環境を考えよう」が、エコプラザのテーマです。出かけてみませんか。

「ごみ」⇒「資源」の工場見学や、再利用のためのエコマーケット、再生技術を身に付ける講座にあなたもぜひ参加してみてください。

(申し込みは、先着順で受け付けています。定員になり次第、お断りすることをご了承ください)

エコプラザ行事予定表 (11月15日～12月14日)

月	火	水	木	金	土	日
					15 工房開放 (10:00～16:00)	16 エコマーケット (10:00～15:00) 衣服リフォーム講座 (10:00～13:00) 再生品抽選会 (15:00)
17 かさ布再利用実演 (10:00～15:00)	18 古布再利用実演 (10:00～15:00)	19	20 	21	22 カヌー体験教室 (10:00～12:00)	23 親子木工教室 (10:00～13:00) 衣服リフォーム講座 (10:00～13:00)
24 	25 古布再利用実演 (10:00～15:00) 買物カゴ作り (10:00～15:00)	26	27	28 	29	30 衣服リフォーム講座 (10:00～13:00) ベンチ作り教室 (13:00～16:00)
月	火	水	木	金	土	日
1 かさ布再利用実演 (10:00～15:00)	2 古布再利用実演 (10:00～15:00)	3	4	5	6 工房開放 (10:00～16:00)	7 エコマーケット (10:00～15:00) 衣服リフォーム講座 (10:00～13:00)
8 かさ布再利用実演 (10:00～15:00)	9 古布再利用実演 (10:00～15:00)	10	11 	12	13 廃材でチャレンジ講座 (13:00～16:00)	14 衣服リフォーム講座 (10:00～13:00) 家具のリフォーム講座 (13:00～16:00)

【開館時間】 10:00～17:00

【休館日】 水曜日

講座・イベント名	説明	受付数	参加費
工房開放	利用したい方は事前に連絡してください。		
エコマーケット	掘り出し物が見つかるかも？ 随時出店者募集中!!	20区画(2m×2m)	
衣服リフォーム講座	和服などをすてきな服にリフォームできます。	10人	実費
再生品抽選会	家具・自転車を再生して提供します。家具：有償 自転車：無償		
かさ布再利用実演	かさ布を使ってバッグ作りの実演です。「DE・TE・KO・I」		
古布再利用実演	古布を使った「さき織」の実演です。「かささぎの里」		
カヌー体験教室	水辺の環境に親しもう。(小学生とその保護者が対象です)	10組	
親子木工教室	親子で船作りに挑戦しよう。	10組	実費
買物カゴ作り教室	荷作りテープで買物カゴを作って、レジ袋を減らしましょう。	10人	材料費600円
ベンチ作り教室	廃材を使って「長いす(ベンチ)」を作ってみよう。	10人	
廃材でチャレンジ講座	スライド式の「本立て」を作ろう。	10人	
家具のリフォーム講座	大きな「家具」を小さな「家具」に。再利用しよう。	10人	

※衣服のリフォーム講座は、10回連続の講座です。中途参加はできませんのでご了承ください。

【問い合わせ先】 エコプラザ (佐賀市環境センター内)

〒849-0917 佐賀市高木瀬町大字長瀬2369番地 ☎33・0520 FAX30・2494

【担当係】 環境課 (環境教育推進係・ごみ減量推進係)

リサちゃんの リサイクルレポート

古紙のリサイクルクルル

こんにちは、リサです。秋も深まり少しずつ冬に近づきつつありますね。

さて、今回は古紙のリサイクルについて調査してきましたよ。市では今月から資源物の古紙類(「新聞・チラシ」、「雑誌類」)の回収が月2回になりましたよね?でも市からは、「新聞・チラシ」と「雑誌類」はこれまで通り分別してください!って何回もお願いがあつてます。それってどうしてなのかな...?

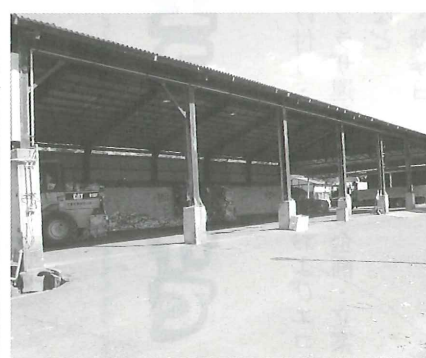
○回収した古紙の行方は?

皆さんがごみステーションに出した「新聞・チラシ」や「雑誌類」などの古紙類は、パッカー車で別々に回収され、清掃工場のストックヤードに一時保管されます。

もちろん保管も「新聞・チラシ」と「雑誌類」は別々です。



「新聞・チラシ」と「雑誌」がきちんと分別されているステーション



ストックヤード

その後、古紙業者が引き取ります。このとき、古紙を縛っているものがビニールひもと異

○ごみやってリサイクル

さて、それでは製紙工場に運ばれた古紙はどのようにしてリサイクルされるのでしょうか。実は「新聞・チラシ」と「雑誌類」は、持っていく製紙工場が違うそうです。それぞれのリサイクル過程を見てみましょうね。



選別・圧縮された「新聞・チラシ」

物混入となり、そのままリサイクルできないので手作業で取り除かないといけません。でも「白い紙ひも」だと取り除く必要もなく、まるごとリサイクルできてごみも出ないんですよ。皆さんもぜひ「白い紙ひも」を使ってくださいね。そして、選別された古紙は、製紙工場に運ばれリサイクルされます。

○一人ひとりがルールを守ることが大切です

さて、いかがでしたか?「新聞・チラシ」と「雑誌類」って同じ紙なのに、何にリサイクルされるかによって工場やリサイクル過程が違ってくるんですね。ですから新聞と雑誌と一緒に混ぜるとリサイクルに支障が出て困るわけです。これでやっと

「新聞・チラシ」...新聞・チラシはミキサーのような機械で溶かした後、漂白します。この場合、チラシを一緒に入れると白度が上がるので一緒に処理します。(しかしながら、雑誌類は糊がついたものがあり、処理に障害が生じる可能性があるため、チラシのように多量混入はできません)その後、異物を取り除き、紙の材料となる再生パルプにします。最後はまた新しい新聞紙に生まれ変わります。

「雑誌類」...雑誌や箱類はまず機械で古紙をぐるぐる回し、古紙と古紙以外のいらないもの(ホッチキスの芯など)に分けます。そのあと漂白して紙の原料となるパルプにして、ダンボールなどの材料となる紙を作ります。



市が「新聞と雑誌は分別してください!」ってお願いしている理由が分かりましたね。

皆さんもこれから「新聞・チラシ」と「雑誌」は同じ日にごみステーションに出しても、写真のようにきちんと分別して出していだくようお願いしますね。



◎問い合わせ ごみ減量推進係 (環境センター内)
☎30・2430

痴ほうを 知りましょう!!

◆“痴ほう”とは…

痴ほうとは、正常に発達した知能が、成人してから脳や体の病気のために、異常に低下してしまった状態のことです。「物忘れが激しい」「思った言葉が出ない」「落ち着きがなくなる」など、いくつかの脳の働きが低下し、判断力がなくなり、日常生活に支障をきたす状態をさします。また、徘徊や妄想、幻覚などの症状が現れることがあります。

◆老化による“物忘れ”と“痴ほう”の違いは…

老化による「物忘れ」と「痴ほう」との大きな違いは、脳の働きが低下するスピードの差です。老化では緩やかに低下していくのに対し、痴ほうの場合の多くは、短期間に目立った変化が現れることがあります。

また、老化による「物忘れ」の場合は、仕事や日常生活に支障をきたすほど深刻な症状は少なく、時間や場所の認識は比較的保たれています。

◆早期発見がポイントです!!

「あれっ?なんか変だな」と思う早期に痴ほうのサインを発見すれば、症状を軽くしたり、進行を遅らせることが可能です。

また痴ほうの中には、治せるものや特別な治療が必要なものもありますから、痴ほうの原因を早期に突き止めることが大切です。



「ものわすれ相談室」を開設しています!!

「最近ちょっと物忘れがひどくなった」と感じられている方や「痴ほうについて相談したい」と思われている方はいらっしゃいませんか?

そんな方のお悩みを専門の相談員がお聞きします。

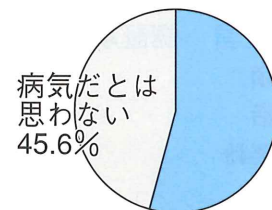
- ・日時 毎週木曜日 13:00~16:00 (予約不要)
- ・場所 ほほえみ館2階 長寿・健康課 長寿推進室にて受け付けします。

◎ 問い合わせ 長寿・健康課 長寿推進室
☎40・7253

痴ほうについて、あなたは正しい知識を持っていますか? 「年のせいだから仕方がない」「自分が痴ほうになるわけがない」そんな思いこみをしていませんか?

自分や家族にとって決して無縁とはいえない痴ほうのこと、ここで正しく理解しておきましょう。

痴ほう症は病気であるという認識
(首都圏・大阪・仙台の20歳以上の1,015人)



痴ほうを病気だと認識している人はまだまだ少ない

老化による「物忘れ」	「痴ほう」
病気ではない	病気
半年~1年では変化なし	半年でも進む
物忘れ以外の症状なし	物忘れ以外に時間や判断が不確かになる
ほかの精神症状を伴わない	物忘れ以外に妄想などの精神症状を伴うことがある
自覚がある	しばしば自覚していない

監修：東京都老人総合研究所 精神医学部門研究部長 本間 昭



今後の掲載予定

痴ほうについての正しい知識を持っていたためにシリーズでお伝えします!!

- 第2回 痴ほうの種類と症状
- 第3回 生活習慣を見直して痴ほうを予防しましょう
- 第4回 からだを動かして痴ほうを予防しましょう

※掲載内容は変更することもあります。

『家族介護教室』参加者募集!!

介護方法、介護予防、介護者の健康づくりなどに関する知識や技術を習得していただくため、家族介護教室を開催しています。

●日程

左表をご覧ください(受講は1回でも複数回でも結構です)。

●場 所

ほほえみ館1階

●対象者

在宅で高齢者を介護している方など(興味のある方であれば、どなたでも受講できます)

●定 員

各コース30名程度(定員に限

(日 程)

内容(コース)	日時 (13:30~15:30)
① 高齢者の健康について ・高齢者特有の病気 ・痴ほうの理解 など	11月20日(木)
② お風呂のお世話と体の清潔 ・洗髪と効果的な部分浴 ・介助のポイント など	12月18日(木)
③ 排せつのお世話 ・失禁対策 ・福祉用具の利用 ・介助のポイント など	平成16年 1月23日(金)
④ 食事のお世話 (調理実習の場合あり) ・調理の工夫 ・介助のポイント など	平成16年 2月12日(木)
⑤ 寝たきり予防と簡単リハビリ ・楽な姿勢と体位交換 ・移動介助のポイント など	平成16年 3月6日(土)



◎ 申し込み・問い合わせ
佐賀市基幹型在宅介護支援センター
☎32・0005
長寿・健康課 長寿推進室
☎40・7253

◆「受講したいけど、高齢者をひとりにするのが不安な方へ」
受講の際のお留守の間、ご自宅で見守りをする者を派遣します。
※希望される方は、少なくとも利用日の1週間前にはコース申し込みと一緒に申し込みください。

ヘルスメイト(食生活改善推進員)を募集しています

「あなたも地域で活躍してみませんか」

ヘルスメイトとは?

健康な食生活について考え、学んだことを生かして、家族や地域のみんながいきいきと健康に暮らせるようにお手伝いをするボランティアグループです。

現在、市では420名のヘルスメイトが、自主的な組織として活躍しています。主な活動として、公民館などで行っている『食の健康教室伝達会』で健康に良い料理を地域の方に伝えたり、校区の1人暮らし高齢者の会食会に協力をしたりしています。

健康な食生活について勉強したい方、明るくて料理好きな方、ヘルスメイトとしてボランティアをしてみませんか。興味のある方は、まずお問い合わせください。

応募要領

●対象 市内在住でおおむね60歳以下の方

●期間 月1回、合計10回の研修を受けることができる方
(平成16年5月~平成17年2月)

【講義内容】

- 9時30分~10時30分 健康や栄養に関する講話
- 10時30分~11時 調理実習・試食
- 11時~12時 健康や栄養に関する講話

●募集人員 20名程度

●受講料 無料

●申し込み方法

電話でお申し込みください。

●申し込み期限 12月8日(月)

●申し込み・問い合わせ

長寿・健康課 ☎40・7281

※応募者多数の場合は、抽選となります。

申請受付付付中!!

16

家事 育児

出産のお手伝い

「サポート・ママ」がつかえます

市では、出産後や妊娠中で切迫流産などにより自宅安静の必要な方で身内の支援がなく、一人で困っているお母さんに、家事や育児のお手伝いをする「サポート・ママ」を紹介しています。

利用受付中!!

【利用期間など】

- ・退院翌日～出産後8週間および妊娠中で切迫流産などのため自宅安静が必要な期間
- ・1日4時間以内（午前7時～午後7時の間）

【援助できる内容】

- ・食事の支度、衣類の洗濯、住居の掃除、食材や生活必需品の買い物、上の子どもの世話など（この中から必要な内容を希望に応じて選択）

【利用料の基準】

- ・月曜日～金曜日
1時間当たり 700円
- ・土、日、祝日
1時間当たり 800円
- *利用者が直接サポート・ママに支払います。



出産予定日の3カ月前に利用申込書などを同封したダイレクトメールを順次郵送しています。

妊娠中で切迫流産などのため医師より自宅安静の指示を受けているが身内の支援などが受けられない方は、直接こども課にご相談ください。

なお、利用に先だち事前打ち合わせを行いますので、2カ月前までには必ずお申し込みください。急な依頼や申し込みが遅い場合はご紹介できないこともあります。

◎問い合わせ

こども課 子育て支援係（市役所1階）
☎ 40・7285

「高齢者交通安全アドバイザー」が高齢者世帯を訪問します

（ご理解とご協力をお願いします）

県では、多発する高齢者の交通事故を防止するため、(財)佐賀県交通安全協会に委託して、交通安全高齢者世帯訪問事業を実施します。

これは「高齢者交通安全アドバイザー」が市町村内の高齢者世帯を訪問して交通安全指導などを行うものです。

●訪問時期

平成16年3月まで

●訪問者

高齢者交通安全アドバイザーは、訪問の際、2人1組で、胸に「交通安全アドバイザー」と記載した白色のジャンパーを着用し、身分証明書を提示します。

●指導内容

訪問先では、高齢者およびその家族に対する交通安全指導、アンケート調査および反射材の着用啓発などを行います。※ただし、期間や人数の都合から、訪問させていただく世帯は一部に限られますので、ご了承ください。

◎問い合わせ

佐賀地区交通安全協会
☎ 31・7058

職業訓練受講生募集

平成16年1月期の受講生を募集しています。

●応募資格 雇用保険受給資格者など

募集訓練科名	定 員	
	1部	2部
テクニカルオペレーション科	15	15
金属加工科	15	—
電気設備科	15	—
住宅サービス科	15	15
ビジネスワーク科	15	—

●入所日 平成16年1月7日(水)

●申込期限 12月5日(金)

●訓練期間 6カ月

●訓練時間 1部 9:30～15:30
2部 13:00～18:30

●申込先 各職業安定所

*随時、施設見学を受け付けています。

◎問い合わせ

雇用能力開発機構
佐賀職業能力開発促進センター
(ポリテクセンター佐賀) ☎ 24・4231

不妊専門相談センター

(佐賀中部保健所内)

不妊に関する悩みなどある方は一人で悩まないでください。電話相談、面接相談どちらでも受け付けます。

●電話相談 ☎ (専用) 33・2298

随時受け付け 9:00～17:00

(祝日および年末年始を除く)

●専門医師による面接相談 (要予約)

毎月第1と第3水曜日 15:00～16:30

●保健師による面接相談

毎週水曜日 13:00～16:30

●カウンセラーによる面接相談

毎週水曜日 14:00～16:00

◎問い合わせ

佐賀中部保健所（八丁畷町1-20）

☎ 30・2183

FAX 33・4632



はい、こちら

消費生活相談窓口です

(事例)

1カ月前、携帯電話の出会い系サイトに情報料無料とあったので、登録した。利用後、入金として3万円を支払うよう請求された。後で規約を読み直したら書いてあったが、支払わずそのままにしていた。遅延損害金を含め12万円を支払うよう連絡があった。

異性との出会いを目的とした

サイトや成人向けの画像や動画のサイトの料金トラブルに関する相談が多く寄せられています。

携帯電話は画面が小さいので、一度に多くの情報を見ることができません。そのため規約が見にくい場所にあると見逃しやすいのです。画面構成によっては、錯誤による契約の無効が主張できると考えられます。

また、業者から言われるままに高額な遅延損害金を支払う必



相談窓口

要はありません。たとえ利用規約に定められていても年利14・6%を超える遅延損害金は消費者契約法により無効です。好奇心からのアクセスはトラブルの元となりますので注意しましょう。

◎問い合わせ

消費生活相談窓口

☎40・7087

(相談受付時間 9時～16時)

住宅需要実態調査にご協力ください

国土交通省では、都道府県、市町村の協力のもとに、平成15年12月1日、全国各地において「平成15年住宅需要実態調査」を行うこととしています。

この調査は全国のご家庭の皆さんが、住宅について日ごろどのようにお考えになっているかなどを伺うもので、国や地方公共団体の住宅施策を行う上で重要な資料となるものです。

全国で約10万世帯を対象としていますが、佐賀市では、一定の抽出方法により約1,500世帯に調査をお願いすることとなっています。

11月24日から12月7日までの間、統計調査員証を持った調査員が、対象となった世帯を訪問しますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。



統計調査員証

◎問い合わせ

住宅施設課

☎40・7165

あなたの人権 わたしの人権

みんなの中の「私」

太陽が照りつける昼下がり、歩道橋で荷物をたくさん持ったおばあさんに会った。つらそうに長い階段を登っているのを見かけ、

「荷物を持ちましょうか。」と声をかけた。

すると、おばあさんはびっくりした顔つきで私を見上げ荷物を抱えこんでしまった。荷物を盗られる?と思ったらしい。一瞬ムッとしたが、考えてみると当然のことである。見知らぬ人に大切な荷物を預けることなど私にだってできるわけがない。

一方的な思いで自分の気持ちを押しつけても相手にとっては迷惑なことであろう。小さなことであるかもしれないが、おばあさんの行動をみて大いに反省させられた。

私たちは、顔形が違うように、性格や考え方も異なっています。日常生活の中で一方的に自分の考え方を押しつけていることはないでしょうか。

このことは、相手の人権を考慮することにつながっています。

21世紀は「共生社会の実現」と「人権文化の創造」の世紀と

いわれています。すべての人々の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きる社会を構築することが必要です。

また、お互いの人権を尊重しあうことは、命の尊厳につながることでもあります。この地球上にかけがえのないひとりの人間として生まれ、命をはぐくんでいる私たち。「自分の命を守る」ことは「他人の命を守る」ことから始まるのではないのでしょうか。

家庭で職場で地域社会でそのことを考えることが大切です。一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重しあうことこそ人権を守る社会をつくることになると思います。

「自分が自分」と自己中心に物事をとらえず、みんなの中の「私」を考えてみたいものです。明るいい住み良い街づくりのために。

毎月11日は、人権を考える日です。職場や家庭の中で人権について考え話し合いましょう。

◎問い合わせ 人権・同和政策課

☎40・7367

● 掲示板 ●

金立公園の自然と薬用植物写真展の作品を募集します

■ 展示期間

12月9日(火)～23日(火・祝)

※ただし、休館日(15日、22日)を除く。

■ 会場 徐福長寿館

(金立町金立公園内)

■ 申し込み資格

趣味で写真撮影をしているアマチュアの方。出品者の年齢、住所に制限はありません。作品は金立公園の自然、動・植物を対象としたもの。

■ 申し込み期間(作品搬入)

12月2日(火)～7日(日)

■ 提出作品について

- ・フィルム写真、デジタルカメラ写真いずれでも可
- ・提出写真サイズは、四つ切り・A4(推奨)または六つ切り
- ・作品には、裏面に①題名、②撮影者名、③住所、④電話番号、⑤撮影月を記入してください。
- ・出品数は、3点まで。優先順位を記入してください。出品数が多い場合は、優先順位の高いものに絞らせていただく場合があります。

あります。

- ・額縁は紙製をご使用ください。
- ・厚紙製額縁を借用希望の方は徐福長寿館へご相談ください。

■ 作品の返還

作品は、展示最終日16時30分から返却します。

■ その他

優秀作などの評価はいたしません。出品者全員に粗品を進呈します。

◎ 問い合わせ

徐福長寿館 ☎ 98・0696

講演会の一般聴講者を募集します

(財)佐賀市体育協会は、法人化15周年を記念して講演会を開催します。

・ 日時 12月7日(日)

14時～16時

・ 会場 アバンセ

(どんどんなの森)

・ 講師 松山放送局チーフアナウンサー 内山俊哉氏

・ 演題 「スポーツをする、見る、語る楽しみ」

・ 定員 50人

・ 入場料 無料

・ 申し込み締め切り

11月21日(金)(必着)

※受け付けは先着順、定員になり次第締め切ります。

◎ 申し込み・問い合わせ

(財)佐賀市体育協会

(神園三丁目17番4号)

☎ 33・2255

FAX 33・2171

「人権ふれあい講演会」を開催します

市民の皆さんの企画による「市民企画発表会」と「人権ふれあい講演会」を開催します。で、お気軽にご参加ください。入場は無料です。

さまざまな人権問題について考えてみましょう。

・ 日時 11月30日(日) 10時～

・ 場所 メートプラザ佐賀

・ 内容

第1部「市民企画発表会」

風ファミリー

第2部「人権ふれあい講演会」

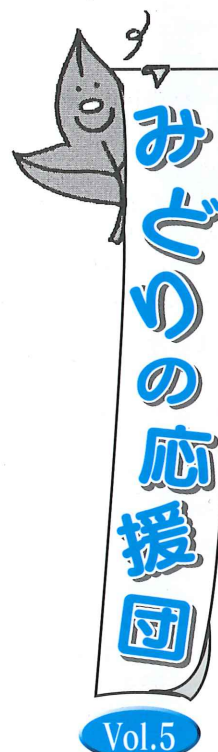
講師・富吉賢太郎氏

(佐賀新聞社論説委員)

テーマ・「知ること、学ぶこと、生きること」

※託児、手話通訳があります。

◎ 問い合わせ 人権・同和政策課 ☎ 40・7367



緑の少年団の活動

久保泉小6年 太刀川華菜子

緑の少年団の一員として、私はさまざまな活動に参加してきました。その中でも久保泉の代表で参加した『夏休み緑の探検学習会』が一番心に残った活動でした。

北山少年自然の家に一泊して、佐賀県全部の少年団の人たちと交流を深めました。

各班約23人で、私は2班の班長もつとめました。夜の行事の『ナイトハイイク』で問題を4問クリアしていき、次の日の発表で1位になりました。とってもうれしかったです、びっくりしました。この学習会で、山での活動における協力や助け合い、思いやりを学びました。

街頭募金活動で、私はプリントと花苗配りを担当しました。

「緑の募金にご協力をお願いします。」と通りかかる人に自分から接したりして声をかけました。「がんばっているね。」「たまっ

ているね。」と言いながら、お金を募金箱にそっと入れてくれました。私は、「いっぱい募金をしてくれてやさしい心をありがとう。」と感謝しています。きつと、このお金は地球の緑が増えるのに役立つにちがいないと思います。

これからも少年団の活動に自ら参加し、緑を増やすのに役立ちたいです。



街頭募金活動(9月1日実施)

◎ 問い合わせ みどりの課 ☎ 40・7164

よかとこ わがまち

広域圏
市町村紹介
その⑩
牛津町

牛津町総合保健福祉セン ター「アイル」へどうぞ！

牛津町の「アイル」に来てみませんか。アイルには「生きがいづくり」「ふれあいづくり」「健康づくり」をテーマとしたさまざまな施設があります。

◇かけ流し式の温泉。泉質は、「美人の湯」とも呼ばれるナトリウム炭酸水素塩泉です。露天風呂や足湯もあります。

◇25mの一般プールと歩行用プール。3種類の流水バスやサウナを備えています。

◇本格的なトレーニングルーム。資格を持ったトレーナーが体力、目的に合わせたアドバイスをします。ほかにも直売所や、カラオケルーム、食堂などがあります。

「アイル」で心も体もリフレッシュしましょう！



◎問い合わせ 牛津町総合保健福祉センター「アイル」
☎ 51・5515



今月は、佐賀大学文化教育学部美術・工芸課程の窯芸専攻生2人の作品を展示しています。

○4年 興梠 宜伸さん
この2つの作品は、空や雲の「流れや情景」をイメージして作ったもので、今自分が取り組んでいるテーマでもあります。形のうつくしい表現やうわぐすりの表現など、これからも研究して取り組んでいこうと思います。

○1年 森山 寛二郎さん
展示した作品は、自分がテーマをもって制作している作品です。流れを表現しています。土をもったり切れ目を入れたりといくつかのパターンでいろいろな形の表現に取り組んでいます。

◎問い合わせ 環境課 環境総務係 ☎ 40・7200

ミンウォンバロコール制

蓮堤区は、8月から障害者や高齢者が区役所を訪問すれば、係員に手伝ってもらって最優先に書類が処理される「ミンウォンバロコール制」を実施しています。

この制度は、障害者や高齢者が訪問すれば係員が請願内容を確認した後、該当の部署に連絡して、担当者が直接請願室に出向いて処理する制度です。区役所では障害者や高齢者のための窓口を指定して最優先に処理し、請願室には車いす・乳母車・松葉杖を置いています。

本区は、95年開所以来「全国が一番親切な区役所作り運動」などを展開して請願室の勤務環境改善、行政事務錯誤保証制、請願サービスクーポン制、請願モニター制などの分野で6回連続して釜山市請願行政優秀区として選ばれています。「ミンウォンバロコール制」の実施で区民の満足度がもっと向上することを目指しています。

- ・ミンウォンバロコール制：ミンウォンは「区民の望むこと」という意味、バロは「すぐに」という意味。
- ・請願モニター制：公務員が証明書などを親切に発給したのか、早く発給したのかなどを評価する制度。

記事交換

Vol.6

釜山広域市蓮堤区 （佐賀市の姉妹都市）

記事交換を通して国際交流の輪を広げよう！

まめ知識

「釜山広域市蓮堤区」

釜山広域市蓮堤区の、「蓮堤新聞（公式の地域広報紙）」と佐賀市の広報紙「市報さが」との記事交換第6弾。

今回は、区民の満足度向上についての話題です。

・1998年10月9日
佐賀市と姉妹都市締結
・人口 約22万8千人
・面積 12・08km²
・年間平均気温 14・5度

◎問い合わせ
国際交流室 ☎ 40・7023

文化の花を咲かせよう



左から、内田さん、栗林さん、徳永さん

「21世紀さが国際音楽祭」のさまざまなイベントのひとつ、訪問演奏会の行われた川副町の川副中学校では、オーケストラの方による中学生への楽器の直接指導もありました。ハンガリーの音楽家たちは、皆さんそろって背が高く身体も大きく、指導を受ける中学生がとても小さく見えました。通じない言葉にとまどいつつ、一生懸命に、恥ずかしげに、楽しく指導を受ける吹奏楽部員たち。その中の元気な3人に質問に答えてもらいました。



担当の楽器を教えてください。

徳永さん：トロンボーンです。

栗林さん：コントラバスです。

内田さん：ホルンです。



今回、ハンガリーのオーケストラの方に実際に指導を受けてみて、いかがでしたか？

徳永さん：プロの方、しかも外国の方に指導していただき、緊張も12倍でした。汗をたくさんかいてしまいました。それでも何か吸収したい、という思いで必死でした。

栗林さん：国が異なっても、基礎はやはり同じものだと感じました。私の担当しているコントラバスは、川副中では歴史の浅いパートです。私の演奏を熱心に聴いてくださって、適切なアドバイスをいただき、とても感激しました。



プロの演奏家からの貴重なレッスン

◆リポート後記◆

取材を終えて日の暮れかかった校庭をのぞくと、ジャージ姿の大勢の部員たちが、汗を光らせながらマーチングの練習に打ち込んでいました。川副町の、地平線までつづく秋空をそのまま映したように、爽やかな中学生の皆さんでした。ハンガリーの音楽家とのふれあいによって、彼女らの夢はさらにふくらんだことでしょう。私達も応援しています！

(街角レポーター 池田みどり、北林恭子)



オペレッタを観て、印象はいかがでしたか？

栗林さん：もっと堅苦しいものと思っていたのですが、意外と楽しかったです。

内田さん：衣装の美しさに惚れました！笑顔もステキだったし、とにかく声量が大きいのに驚きました。

徳永さん：以前から観たいと思っていたので、バンドの方と踊りの方と、両方に目がいって、上演の間は夢中でした。



川副中吹奏楽部を一言で言い表すと、ズバリ何でしょうか？

徳永さん：絵の具です。一人ひとり違う色を持っていて、すべてが白いパレットの上ののっているように感じます。

内田さん：動物園です。パートという型の中に入りつつも、一人ひとりが頑張っています。

栗林さん：女の楽園(!)です。男子部員も、募集しています。



プロの方の指導に緊張しまー



吹奏楽部に入って、よかったことは何ですか？

徳永さん：トロンボーンと出会えたことです。事情により、ほかのパートから移り、大変な思いをしましたが、今では一生弾いていたいという思いです。

内田さん：副部長としての責任感が芽生えたことです。大変な時も乗り越えてくることができました。

栗林さん：いろんな人と出会えたこと、新しいことにたくさんチャレンジできたことです。部長として部員の前で約束をするから、自分に鞭打って頑張ることもできたと思います。

堤先生：「サッカーの町、川副」というイメージが以前は強くありました。その中で、中学時代の3年間、音楽にはまる、という道を選択した子どもたちにとっても感謝しています。「川副に文化の花を咲かせよう」と呼びかけています。

堤先生をまじえて
みんなで記念撮影▶



※取材依頼を受け付けます。詳しくは、秘書課広報係 (☎ 40・7021) まで!!

シリーズ企画展 「開明の道を編む」

お店にはいろんなものがあふれ、欲しいものはすぐ手に入る豊かな時代。しかし、合理的に作られた製品は、どこか物足りなく、味気ない感じもあります。

現代の工業化社会の中で失われつつある技と素材との“出会い”を演出する。シリーズ「開明の道を編む」は、そんな企画展です。

日本が海外への門戸を閉ざしていた江戸時代、海外への唯一の窓口は長崎でした。その長崎と小倉を結ぶ長崎街道は、「物」を運ぶ運搬だけではなく、海の向こうから来た文化の通り道でもありました。佐賀を通る異国の文化は、筑紫平野や、有明の海などの豊かな自然の素材とめぐり合い、さらに佐賀の技とも融合し、新しい文化となりました。

佐賀が誇る伝統工芸は、豊かな自然と異文化を受け入れる先進気鋭の土壌から生まれ、育まれていきました。

「開明の道を編む」は、そんな技や素材、また生活の知恵を再発見する催し。素材を生かした昔ながらの製法なども体験できます。

例えば「綿から糸を紡ぎ、染め、織る」。手間と労力がかかりますが、素材からの“お付き合い”は私たちに「ものづくりの楽しさ」や「もの」の大切さを思い出させてくれます。

そして、新たな起業のヒントを与えてくれるはずです。

素材に触れ、遊び、学ぶ、そこから出発しましょう。



みごろも 開明の道を編む 六 「身衣宣言」

期間：11月21日(金)～30日(日) 10時～17時 場所：佐賀市歴史民俗館 (佐賀市柳町界隈)

入場無料

今回のテーマは「身衣」。身衣とは、心と身体の動きを包む一枚の布。モンスーンアジアには、一枚の布の文化があります。「私たちの衣服は、私たちの身体とその使い方が原点」という視点で、モンスーンアジア地域の気候風土に根ざした衣服文化を紹介するとともにこれからの衣服の在り方を提案します。

●旧古賀家：草木染織布・ニット・ガラス・手漉き紙など

11月26日(水) 14:00～ レクチャー 今井俊博 「現代の東洋服—身衣宣言」

●旧牛島家：食材市・山野草・手織りかすり布など

【生活文化体験型ワークショップとレクチャーのご紹介】

※全て申し込み制 詳細についてはお問い合わせを！

11月24日(月・休日) 13:00～ 「普段着のきもの」

27日(木) 10:30～ 「玄米の三色おはぎとけんちん汁」

28日(金) 10:30～ 「手前味噌を作ろう」

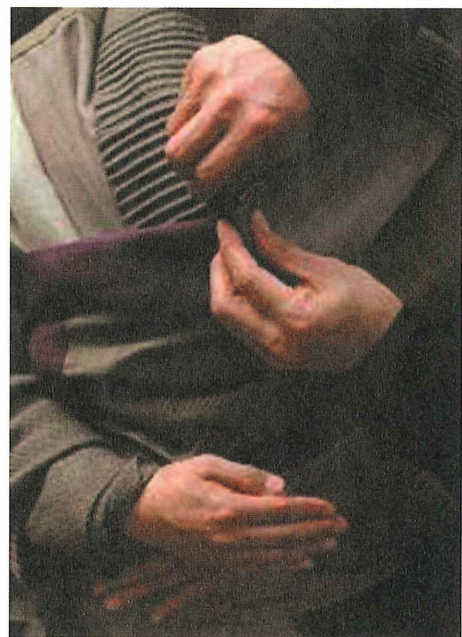
29日(土) 15:30～ 「もめんのはなし」

30日(日) 10:30～ 「座布団づくり」

●旧福田家前駐車場 (佐賀県左官業協同組合との共催イベント)

11月22日(土) 10:00～ 「三和土(たたき)をつくる」

11月23日(日) 10:00～ 「左官ハウスの土壁塗り」



◎問い合わせ

商工振興課

☎40・7100



市の花「さざんか」
昭和54年4月制定

“市の木・いちろう”、“市の花・さざんか”は、市制施行90周年記念行事の一つとして、市民からのご応募で選ばれたもので、昭和54年4月1日の記念式典で正式に制定されました。

人口	165,074人 (+108)	男	78,348人 (+63)	10月31日現在の人口
世帯	64,725 (+94)	女	86,726人 (+45)	()内は前月との差